

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 1 月 28 日提出

案件担当 部 課 等	都市環境部都市計画課
案件名称	三浦市空家等対策計画の改定について
部門経 営 で 審 議 した 日	令和 8 年 1 月 26 日
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	三浦市空家等対策計画を別添案のとおり改定することについて
現状と課題	<p>三浦市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条に規定された市町村の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画であり、令和元年 8 月に策定した。</p> <p>現計画の計画期間が令和 7 年度までとなっており、期間満了を迎えることから、三浦市空家等対策計画第 2 期に改定する。</p> <p>本計画の改定にあたっては、令和 5 年度に空き家の実態調査や所有者等の意向調査を行い、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて三浦市空家等対策協議会において協議を重ね、パブリックコメントを経て、令和 7 年 11 月 21 日開催の三浦市空家等対策協議会において別添案が了承された。</p>
案件担当部課等の見解	<p>三浦市空家等対策計画について、別添のとおり改定したい。</p> <p>審議決定後は、計画を改定、公表し、令和 8 年 4 月 1 日から施行したい。</p> <p>なお、計画改定後は、令和 8 年第 1 回三浦市議会定例会都市民生常任委員協議会に報告する。</p>
第 5 次三浦市総合計画及び予算との関係	<p>大綱 2 地域の活力と快適な「まち」づくりが安心をもたらす都市</p> <p>目標 3 未来へつなげる、安全・快適で、持続可能な都市づくりを目指します。</p> <p>施策 1 良好な都市空間の形成</p>
備考 説明員	<p>中村都市計画課長</p> <p>羽白都市計画課開発指導 G L</p>